



中部電力パワーグリッド



伐採作業中における 公衆感電死亡災害に関する事例について

このたび、伐採作業に伴い架空高圧電線へ接触し、尊い人命が失われる公衆感電死亡災害が発生しました。本資料は、本災害の概要を共有するとともに、伐採・剪定作業等における感電リスクの重大性を改めてご認識いただき、関係事業者の皆さまに基本的な保安行動の再確認をお願いし、同種災害の未然防止を図ることを目的としています。

関係事業者の皆さまにおかれましては、架空電線付近での伐採・剪定作業が重大な感電リスクを伴う作業であることをご認識のうえ、作業にあたっては労働安全衛生法等の関係法令の趣旨を踏まえ、作業前の危険箇所の確認、架空電線との離隔距離の確保、作業方法の周知、監視体制の確保など、感電防止に係る基本的な安全措置を適切に講じていただくことが重要です。

また、弊社管内において、配電線に近接する工事や作業において防護管の取付が必要と判断される場合には、所定の手続きにより「[防護管WEB受付システム](#)」からのお申込みが可能ですので、併せてご活用ください。

さらに、本事象につきましては、各事業者さまの従業員のみならず、元請会社さまにおかれましては下請会社等の関係者も含め広く周知いただき、同種災害の防止に努めていただきますようお願いいたします。

事象 伐採作業に伴う感電事象について（概要）

<発生日時>

2026年1月19日(月) 11時48分頃

<事故発生の電気工作物>

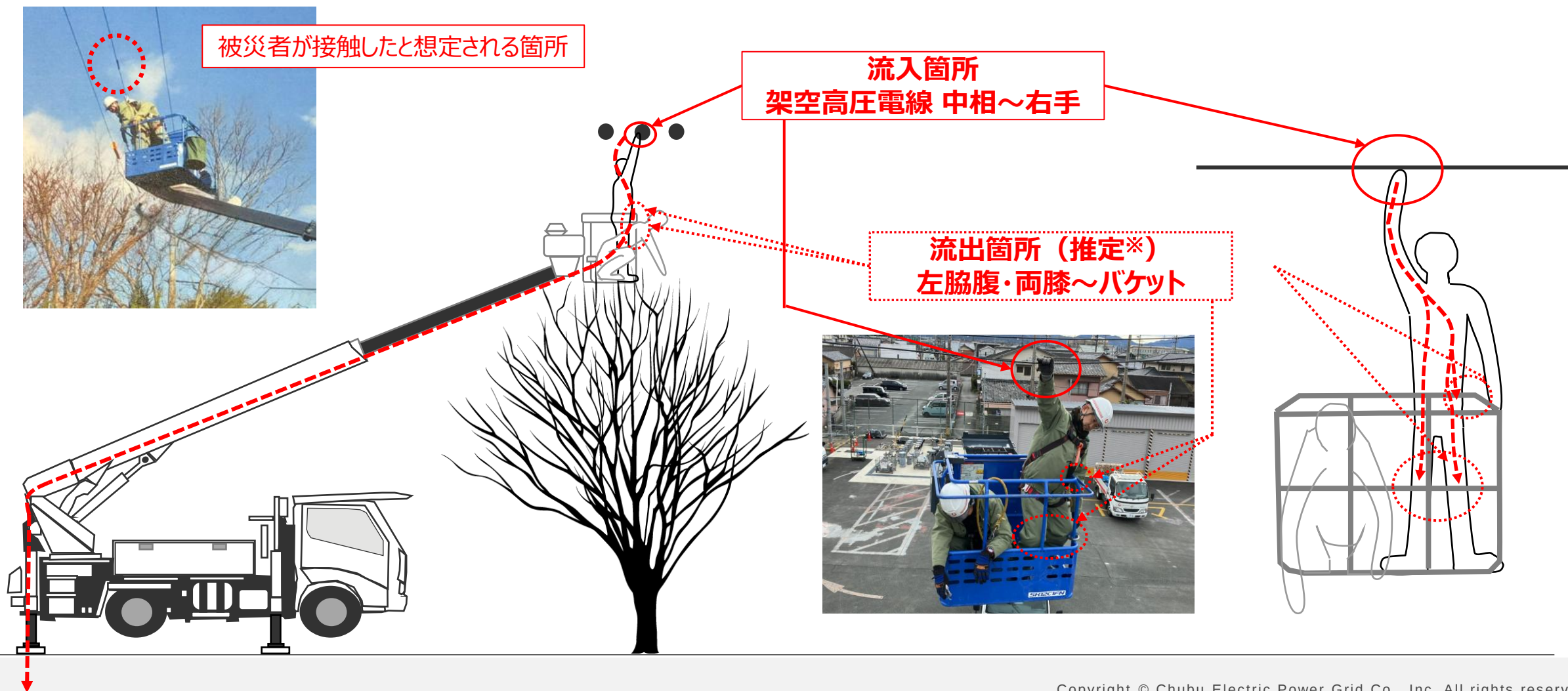
架空高圧電線

<事故発生の状況>

- ・ 11:00より樹木剪定作業を開始、作業者A(被災者)、作業員Bの2名で高所作業車にて樹木剪定を実施
- ・ 被災時はバケットを停止させ、作業者A(被災者)はバケット操作に備え待機しており、作業者Bはバケット内ではかがみながら樹木を剪定していた
- ・ 作業者Bは樹木剪定中に“ビリビリ”という音が作業者Aの方向から聞こえたため、目視したところ、作業者A(被災者)が右手で高圧線(中相)を握った状態でぐったりしていた
- ・ 作業者Bは作業者A(被災者)の背後から体を複数回引っ張り、高圧線から引き離した
- ・ 11:48に作業者Bは119番通報を行った
- ・ 作業現場を通りがかった従業員Cが高所作業車上で作業員Aが倒れているのを発見。下部操作で高所作業車を格納し、再度119番通報した
- ・ その後、〇〇病院に緊急搬送されICUにて治療を実施するも、翌日未明に死亡

事象 流入・流出経路

被災者の電撃痕および架空高圧電線の損傷箇所，作業者からの聞き取り結果から流入・流出箇所は以下のとおりと推定



労働安全衛生法関連(感電防止措置に関する事業者等の義務)

- 労働安全衛生法・労働安全衛生規則では、**各事業者**に**労働者の危険防止措置**を講じることが義務付けられており、**違反時には罰則が科されるおそれがあります。**
- 防護管の取付が必要な場合は、「**防護管WEB受付システム**」をご活用ください。

労働安全衛生法(抜粋)

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置
(事業者の講ずべき措置等)

第20条 **事業者は**、次の危険を防止するため**必要な措置**を講じなければならない。

(中略)

三 **電気、熱その他のエネルギーによる危険**

第24条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため**必要な措置**を講じなければならない。

労働安全衛生規則(抜粋)

第五章 電気による危険の防止
(工作物の建設等の作業を行う場合の感電の防止)

第349条 **事業者は**、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附随する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、**当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。**

- 一 当該充電電路を移設すること。
- 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- 三 **当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。**
- 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

違反の場合、懲役6か月以下又は50万円以下の罰金が科されるおそれがあります。

防護管の取付が必要と判断される場合には、所定の手続きにより「防護管WEB受付システム」からのお申込みが可能ですので、ご活用ください。



中部電力パワーグリッド